

欠席裁判で強行された すべての手続きは 違法・無効！

迷走！

6・25裁判に監視の目を

仲戸川裁判長の不当指揮を許すな！

民事第5部

裁判官忌避のさなかに欠席裁判を強行したり、決定した証人を被告不在の法廷で勝手に取り消したり……。

私たちは地裁民事第5部・仲戸川裁判長の常軌を逸した訴訟指揮に強く抗議してきましたが、4月20日、裁判長はついに、欠席裁判で行った不当な制限を全面的に撤回しました。立証活動をはく奪する偏った審理の暴走は、断じて許されることではないのです。

証拠物を建物もろとも破壊する！ ——空港会社のよこしまな計画を 仲戸川裁判長が手助け

しかし、仲戸川裁判長によって奪われた権利侵害のすべてが回復されたわけではありません。3・12欠席裁判と昨年9・25強権指揮の全手続きが違法・無効です！

踏みにじられた権利の回復のために、私たちは次のことを強く求めます。

①最重要証人の再喚問

仲戸川裁判長は被告不在の法廷で、証人をモニターで間接的に尋問するビデオリンクを強行しました。犯罪被害者でもない本件証人に適用するなどとはまったく論外、違法です。地上権立証のための最重要証人（解説参照）に偽証を許し、反対尋問の機会を奪う結果を招いています。直接対面による反対尋問が絶対に必要です。

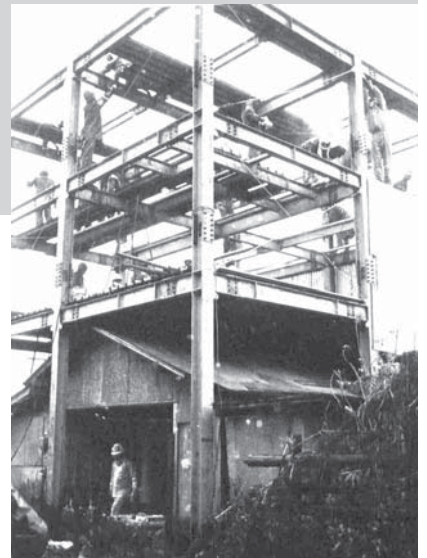
②登記建物の実地検証

仲戸川裁判長は、「検証は証人調べを行って後に検討する」としてきましたが、証人調べに入る前の昨年9月25日の法廷で、理由なく突然、検証を却下しました。（しかもこの却下決定は書記官を含めて誰一人聴いておらず、後に作られた法廷調書に書き込まれていた）

地上権立証にとって検証は不可欠。原告・空港会社も認めざるを得なかった検証を、裁判長がなぜ閉ざす！？

仲戸川裁判長の偏った審理を許さない！監視の目を！

6月3日



鉄骨建物は二重構造になっていて、中には登記された木造建物がある。これは地上権を証明するための決定的証拠。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して、空港会社による証拠破壊の策謀を手助けしている（1988年建設中の写真）

【解説】

天神峰現闘本部裁判とは……

■この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こしました。

■最大争点は、地上権（反対同盟が土地を使用する正当な権利）の成否です。

■これを立証するために①登記された木造建物の存在を確認する実地検証、②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べが必要です。

■ところが、仲戸川裁判長は原告・被告双方が申請する実地検証を拒否、重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮を強行したため、私たちは奪われた権利の回復を求めて闘っています。